

離婚に関連する主な手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

当てはまる手続きをご自身でご確認してください。

オンライン申請ができる  
手続きもあります。



下に当てはまる方は世帯にいますか？	手続き	該当	必要なもの	受付窓口	受付済
住所 ・ 戸籍	住民票、離婚届受理証明が必要な方	・住民票の写しの請求 ・戸籍証明等請求	・本人確認書類 ※婚姻届受理後、発行までに数日間時間がかかります	植田支所 ④窓口	
	戸籍謄本が必要な方	戸籍証明の請求	・本人確認書類 ※大分市外の戸籍請求の際は、顔写真付きの本人確認書類 ※婚姻届受理後、発行までに数週間時間がかかります		
	姓が変わる方で、マイナンバーカード又は住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	カードの券面記載事項変更（氏名変更）	（お持ちの方） ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	植田支所 ⑬窓口	
	住所が変わる方	住所変更（転入・転出・転居）		植田支所 ③窓口	
	前配偶者と同居中で、生計を別にする方	世帯分離届			
	姓が変わる方で、婚姻中の姓の印鑑で印鑑登録している方	自動的に登録廃止となります 必要な方は新規登録ができます	・顔写真付き本人確認書類 ・登録する印鑑 ※離婚届受理後、登録までに数日間必要です。		
	離婚後も婚姻中の姓を引き続き使用したい方	離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届）		※受付窓口でご相談ください	植田支所 ①窓口
お子さまの戸籍についてのご相談	入籍届、養子縁組届など		※受付窓口でご相談ください		

国民健康保険 ・ 年金	国民健康保険に加入中で、姓など資格確認書等の記載に変更がある方				
	→74歳までの方	資格確認書・資格情報のお知らせの交付	国民健康保険 資格確認書又は資格情報のお知らせ	植田支所 ②窓口	
	姓が変わる方で、75歳以上の方、又は65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療保険資格変更手続き（資格確認書は後日郵送）	後期高齢者医療資格確認書		
	前配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入する方（資格喪失日より14日以内）	国民健康保険の加入 資格確認書・資格情報のお知らせの交付	前配偶者の勤務先の健康保険の 資格喪失証明書		
	姓が変わる方、又は世帯構成に変更がある方で、各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更に伴う申請 ※勤務先の健康保険に加入の方は勤務先へお問い合わせください	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など		
	配偶者に扶養（3号被保険者）されていた方	国民年金の加入	・本人確認書類 ・基礎年金番号、又はマイナンバーを確認できる書類 ・扶養解除日が確認できる書類 ・戸籍謄本（離婚日確認）	●植田支所②窓口 ●日本年金機構 大分年金事務所 097-552-1211	
	国民年金被保険者（20歳以上60歳未満）で免除申請を希望し、世帯主や配偶者に変更がある方	免除・納付猶予申請	・本人確認書類 ・基礎年金番号、又はマイナンバーを確認できる書類		
姓が変わる方で年金を受給している方	氏名変更 ※共済年金の方は共済組合へ届出	・本人確認書類 ・基礎年金番号、又はマイナンバーを確認できる書類	植田支所では手続き書類の交付及び日本年金機構への郵送案内のみを行います		
国民年金被保険者で、姓が変わる方で、口座振替、またはクレジットカードで納付されている方	口座変更、クレジットカード変更		この手続きの受付は、日本年金機構で行います。 植田支所では案内のみを行います。		
婚姻期間中に配偶者が厚生年金に加入していた方	離婚分割		●市役所本庁舎1階 国民年金室窓口 ●日本年金機構 大分年金事務所 097-552-1211		

子ども	児童手当を受給している方、受給者が変わる方（0歳～高校生年代（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで））	配偶者登録の削除、児童手当の受給者交代など ※離婚後は父母のうち児童と同居している方が受給者となりますので、受給者交代の手続きが必要となる場合があります。 ※離婚日、又は住所異動日の翌日から15日以内に申請してください。 ※新たに受給者となる方が公務員の場合は、勤務先で申請してください	・窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類 ・申請者名義の振込先が分かるもの（受給者交代の場合） ・申請者の健康保険の資格情報が確認できるもの（受給者交代の場合で3歳未満の児童がいる場合のみ）	西部保健福祉センター ⑦窓口	
	子ども医療費受給者証をお持ちの方で、主たる生計維持者が変わる方（0歳～高校生年代（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで））	子ども医療費助成の受給者証の変更	・子ども医療費受給者証 ・子どもの健康保険の資格情報が確認できるもの ・保護者の口座が分かるもの		
	放課後児童クラブの利用を希望する方	放課後児童クラブ入会	・入会申込書 ・就労証明書 ・利用申込書（就労以外の理由による） ・児童票 など	※各校区の放課後児童クラブに直接お問い合わせください	
	保育施設等に入園、又は入所申請しているお子さまがいる方	住所・氏名変更、保育施設等の入園相談等		※受付窓口でご相談ください	
	ひとり親家庭等のご相談	児童扶養手当の認定請求 ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請		※受付窓口でご相談ください	
小中学生のお子さまがいて、経済的な事情がある方	就学援助の相談・申請		学校または受付窓口で申請書をもらい、必要事項を記入のうえ、当該学校または受付窓口へ提出してください	●各学校 または、 ●市役所第2庁舎6階 児童生徒支援課	

離婚に関連する主な手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

当てはまる手続きをご自身でご確認してください。

オンライン申請ができる  
手続きもあります。



下記に当てはまる方は世帯にいますか？	手続き	該当	必要なもの	受付窓口	受付済
長寿・障がい	姓が変わる方で、介護保険証等をお持ちの方 (65歳以上又は要介護認定を受けている方)	介護保険証等の氏名変更	介護保険証 ※負担割合証、限度額認定証をお持ちの方は、 そちらもお持ちください。	西部保健福祉センター ⑦窓口	
	姓が変わる方で、 大分市長寿応援バス乗車証をお持ちの方	大分市長寿応援バス乗車証の氏名変更 (本庁舎での手続き以外は後日郵送)	・大分市長寿応援バス乗車証 ・本人確認書類 ・申請者本人の写真(ﾀ3cm×3.5cm)		
	姓が変わる方で、障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の氏名変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 など		
	自立支援医療受給者証(精神・更生・育成)をお持ちで、 姓が変わる方	受給者証の氏名変更	自立支援医療費(精神・更生・育成)受給者証		
	特別児童扶養手当の受給者が変わる方	特別児童扶養手当の受給者変更	※受付窓口でご相談ください		
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障害者医療費受給資格の変更 ※変更届の提出が必要	重度心身障害者医療費受給者証 (交付されている方) ・加入中の健康保険の情報が分かるもの ・氏名変更があれば本人名義の預金通帳		
	障害福祉サービス受給者証を交付されている方	変更申請	・介護給付等支給変更申請書 ・税額調査同意書		
児童通所受給者証を交付されている方	変更申請	・障害児通所給付費支給変更申請書 ・税額調査同意書			
税	市民税・固定資産税・軽自動車税の口座振替をしている方	振替口座の変更	・通知書番号が確認できる書類 ・通帳 ・通帳の届出印	●西部資産税事務所 ⑩窓口 ●金融機関	
その他	犬を飼っていて、姓や住所、電話番号等が変わった方	犬の登録事項変更届(市内変更)	登録(鑑札)番号が分かるもの	●西部保健福祉センター ⑦窓口 ●保健所2階 衛生課 窓口 ●大分市動物愛護センター 097-588-2200	
	市営住宅を退去する方、 又は市営住宅に入居・同居を希望する方	市営住宅の退去手続き 市営住宅の入居・同居の相談	※受付窓口でご相談ください 住宅ごとに窓口が異なります	●市役所本庁舎6階 住宅課 ●大分県住宅供給公社 市営住宅 管理センター：097-533-1674 ●個別大興産 第2大分市営住宅 管理センター：097-536-2555	
公共	運転免許証	運転免許証記載事項変更	・運転免許証 ・マイナンバーカード、住民票等 (詳しくはお問合せください)	運転免許センター・各警察署 (お問い合わせ先) 大分県警察本部運転免許課 097-528-3000	



植田市民行政センター

〒870-1155 大分市大字玉沢743番地の2

植田市民行政センター内以外の  
市役所窓口へのお問い合わせは  
大分市役所

代表電話 097-534-6111

開庁時間 あさ8時30分 ~ 夕方5時15分  
(土・日曜、祝休日、年末年始[12/29~1/3]の開庁日はお休みです)

097-541-1234 (植田支所)①・②・③・④・⑥  
097-541-1406 (西部資産税事務所)⑩  
097-541-1496 (西部保健福祉センター)⑦



市役所本庁、鶴崎市民行政センター、市民センター(大南・大在・坂ノ市・佐賀関・野津原)、明野支所の場所や連絡先などは、右の二次元コードよりご確認ください。



大分市公式ウェブサイト <https://www.city.oita.oita.jp/>

2026.2.1現在

植田市民行政センター用

手続きチェックシート

植田支所①番窓口へ

お越しく下さい



災害時の避難情報等、暮らしに役立つ情報をお届けしています。ぜひ、友だち追加をお願いします。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認を行います。本人確認書類の提示をお願いします。

1点で  
本人確認  
できるもの

<官公署が発行した顔写真付きで、ご本人が確認できるもの。免許証、許可証など>



その他、  
・パスポート ・障害者手帳  
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

2点で  
本人確認  
できるもの

・健康保険資格確認書  
・介護保険証・年金手帳・年金証書  
・顔写真付きの社員証、学生証など

《離婚される方へ》 窓口に来られた方が、ご本人であると確認できる書類(右記参照)

- 当事者間に離婚する意思の合致がある「協議離婚」と、裁判所が関与して離婚が成立する「裁判離婚」があります。
- 協議離婚の場合、全国共通の離婚届用紙に夫婦双方の署名と証人(成年2人)の署名のうえ、届出してください。
- 未成年のお子さんがいるときは、夫婦の一方を親権者と決めてください。
- 裁判離婚の場合、調停の成立、又は審判・判決の確定した日から10日以内に届出してください。その際、調停調書、若しくは審判書(判決)の謄本と確定証明書をご持参ください。

関連する手続きは  
内側/裏面にあります

必要書類がそろわない手続きは、  
後日あらためて来庁いただく場合があります。

植田市民行政センター内以外の手続き場所・内容等については、記載の受付窓口へお問い合わせください。

代理人の方が手続きするときは

- ① 代理人として来られた方について本人確認をします。
- ② 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係などを委任状により確認させていただきます。
- ③ 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。